

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、令和5年5月31日で58,060人である。年少（0～14歳）人口、生産年齢（15歳～64歳）人口、高齢者（65歳～）人口はそれぞれ、7,974人、33,767人、16,319人となっており、総人口に占める割合はそれぞれ、13.7%、58.2%、28.1%となっている。人口ビジョンでは今後、2040年には総人口が48,741人まで減少し、老人人口は増加を続ける見込みで、市全体の約4割が65歳以上となると推計されている。

市内にある事業所数は1,657で、産業別の割合としては、令和3年度経済センサス活動調査では、サービス業が29.4%と最も多く、次いで卸売業・小売業が22%、福祉、医療が15%、飲食店、宿泊業が10.7%、不動産業が10.4%、製造業は7%となっている。

市内事業所の実態として、令和3年度経済センサス活動調査によると、市内の産業大分類別事業所の売上は、製造業が25%、卸売業・小売業が31.4%、医療福祉が35.1%と続き、製造業と卸売業・小売業が全体の5割を占めている。

市内の事業者の実態は、少子高齢化による人手不足や後継者不足が喫緊の課題となっている。

(2) 目標

本市では、第五次大阪狭山市総合計画後期基本計画で、産業の振興によるにぎわいの創出に向けて、活気あふれる商工業と雇用機会の拡大をめざし、地域に密着した商工業の活性化をはかり、市内商工業者の育成を支援し、商工業の振興に努めることを目指している。

先端設備等導入計画を策定することにより、市内の中小企業者の生産性を高め、地域産業の競争力強化に取り組み、新たなビジネスの創出や雇用の確保を図ることを目標とし、年間5件の計画認定を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内のより多くの中小企業の労働生産性の向上を促す観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

市内全域に中小企業が点在しているため、市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

より多くの中小企業が先端設備等の導入の促進を図ることをめざすため、本市で事業活動を行うすべての業種・事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済に配慮する。

②人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

③市民税等の納税義務者で、補助申込日以前1年間に納期が到来した市民税等を完納していない者が、先端設備等の計画申請をした場合は、認定の対象としない。